

会社の財務体質を強くし、経営を改善していくためには、信頼性の高い決算書を作成する必要があります。「こうした中小企業のニーズを踏まえてつくられたのが、「中小企業の会計に関する基本要領」(中小会計要領)です。「中小会計要領」は「帳簿」や「計算書類」を正確にするだけでなく、経営状況の把握や経営改善のための道具にもなります。その内容を分かりやすく解説します。

ここまで  
理解しておこう

決算書を強化してくれる新会計ルール

## 「中小会計要領」のことが スラスラ分かるQ&A

税理士・中小企業診断士 野村 幸広

(次ページ図表参照)。  
また約3600社ある上場会社や約1000社ある金融商品取引法(金商法)上の開示企業は、一定数以上の投資家が株式や社債を保有しているため、投資家保護の観点から金商法の適用対象となります。

ひと言で言うと、中小企業の実態を考えて作られた新しい会計ルールです。日本には法人税の申告会社が約260万社あると言われています。このうち、企業会計基準(日本基準)の適用を強制される会社数は約1万社です。ちなみに金融商品取引法上の開示企業というのは、店頭登録の会社や社債等を発行する会社、株主数が500名以上の会社のことです。これらの会社

の右下「中小会計要領」の上に、「中小指針」があります。「中小指針」とは、『中小企業の会計に関する指針』のことです。この指針は、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工會議所及び企業会計基準委員会の4つの団体が、中小企業庁などの協力のもと、中小企業が計算関係書類を作成するに当たって扱るべき指針を明確化するためには作成したもので

この「中小指針」は、中小企業の資金調達先の多様化や取引先の拡大等を見据えて、会計の質を高める取組みを促進することを出発点としています。そして、会社法における会計参与制度導入と呼応し、一定水準を保つた中小企業の会計のルールとして、平成17年に公表されました。

ただ、「中小指針」は会計のルールとしては完成度が高い反面、主として中小企業関係者から、次のような指摘がなされました。

- ・多くの中小企業にとって高度かつ複雑過ぎる
- ・経営者が理解しにくい
- ・会計処理の選択の幅が限定的である
- ・中小企業の商慣行や会計慣行の実態に必ずしも即していない部分がある

### Q3 「企業会計基準」と「中小会計要領」は何が違うのですか?

簡単に言うと、両方とも「決算書の作り方」が書かれている点では違いはありません。

「企業会計基準」に書かれている「減損会計」とか「組織再編の会計」というルールも、結局のところ、「このような取引の結果は、決算書にこのように書く」「このような事象が起ったら、決算書にこのように書く」という決まりを決めたものです。

たとえば、「企業会計基準」に関して言えることであるいわゆる「リース会計基準」は、企業会計基準第13号「リース

图表 「中小会計要領」の位置づけ

区分	会社数	連結	単体
上場会社	約3,600社	国際会計基準の任意適用 日本基準	日本基準
金商法開示企業(①) (上場会社以外)	約1,000社		
会社法大会社(②) (上場会社及び子会社) (資本金5億円、または資本総額20億円以上)	約10,000社 から上場会社、①に含まれるもの の数を除く		
上記以外の株式会社 (上場会社、①及び②以外)	約260万社 から上場会社、①、②に含まれるもの の数を除く	作成義務 なし	中小指針 中小会計要領

(出典) 非上場会社の会計基準に関する懇談会報告書資料を基に作成  
注中小指針では、「とりわけ、会計参与設置会社が計算書類を作成する際には、本指針に掲ぐることが適当である」とされている。

は、投資家への企業内容開示のために、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に従って有価証券届出書または有価証券報告書を作成しなければならないとされています。具体的には、企業会計基準委員会(古くは企業会計審議会)が設定した企業会計基準に従うということです。会社法上の大会社も、公認会計士の会計監査が強制されていることから、実態上、上場会社と同一の会計基準が用いられています。上場会社と同一の会計基準に従うということは、「税効果会計」「減損会

計」などといった高度な会計処理を行なわなければならないということです。しかし、大多数の中小企業にとって、「税効果会計」や「減損会計」といった難しい会計基準に従うことは、経理能力からも無理があります。また、企業が提供する会計情報の利用者も、上場会社と中小企業とでは異なるはずです。金商法はあくまで投資家保護を目的としていますが、大多数の中小企業には、不特定多数の株主や社債権者(投資家)はいません。このような中小企業の実情に即して、新たに会計処理のあり方を示すものとして取りまとめられたのが「中小会計要領」なのです。

もう一度图表をご覧ください。图表Q2 どんな経緯・目的で作られたもののですか?

取引に関する会計基準」と企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」のことですが、その分量は大変なものです。「リース取引に関する会計基準」は全11ページだからまだ良いとして、「リース取引に関する会計基準の適用指針」は、なんと全96ページです。

もう1つ例を挙げれば、棚卸資産の評価についての会計基準を定めている「棚卸資産の評価に関する会計基準」

は全26ページあります。このような特定の取引や事象についての会計基準がいくつも（注）あり、これらをまとめて「企業会計基準」と言っています。この分量からしても、中小企業が企業会計基準に厳密に従うのは難しいということがお分かりいただけると思います。

（注）企業会計基準委員会が公表している企業会計基準は第1号から第26号まで（うち第3号、第14号及び第19号は廃止）、企業

会計基準適用指針は第1号から第25号まで（うち第5号及び第7号は廃止）ある。

これに対して「中小会計要領」は、中小企業が最低限守らなければならぬ会計ルールを僅か26ページでまとめています。

また、「企業会計基準」では、M&

Aや会社分割などの組織再編に関する会計基準が細かく書かれていますが、M&Aを頻繁に行なう大企業ならともかく、組織再編を行なう中小企業はそうないでしょうし、あつたとしても頻繁に行なう取引や事象に限定して会計のルールを定めています。



そこで、「中小会計要領」では、中小企業の実態を考慮して会計処理を簡便化し、また、多くの中小企業が日常的に行なう取引や事象に限定して会計のルールを定めています。

会計のルールとは、具体的には貸借

対照表・損益計算書等の計算書類の様式や注記の仕方、その前提となる会計処理（仕訳）などのことです。

## Q4

「中小会計要領」に準拠すると何かないことがありますか？

最も大きなメリットは、資金調達に関する優遇だと思います。

まず、信用保証料の優遇が挙げられます。具体的には、「中小会計要領」に準拠して作成される中小企業の計算書類について、税理士・税理士法人からその準拠を確認するチェックリスト等が提出された場合、信用保証協会の保証料率0・1%が割り引かれる制度があります。この制度は、平成25年4月1日からスタートしています。

また、政府系金融機関である日本政策金融公庫の「中小企業会計活用強化資金」融資制度や「中小企業会計関連融資制度」を活用することができます。

いずれも、「中小会計要領」を適用していることと、その他一定の要件を

満たすことにより、本来の利率よりも低い利率で融資を受けることができる

制度です。以上の日本政策金融公庫による制度融資の他にも、民間金融機関が取り扱っている「中小会計要領」の適用に関するチェックリストを利用した金融商品もあります。

このような資金調達メリットだけでなく、信頼性の高い決算書を提出することにより、新たな取引先を獲得できることか、その決算書を利用して自社の正しい経営成績・財政状態を知ることにより経営改善に役立てることができることとも、「中小会計要領」に準拠するメリットに挙げることができます。

「記帳の重要性」本要領の利用にあたっては、適切な記帳が前提とされています。経営者が自社の経営状況を適切に把握するために記帳が重要である。記帳は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って行ない、適時に、整然かつ明瞭に、正確かつ網羅的に会計帳簿を作成しなければならない

要は、会計ソフトに日々入力していくだけ、その際、取引を漏らさずに、摘要は取引の内容が分かるように端折らず丁寧に入力してください、ということです。それが、「中小会計要領」を利用する前提であるということを、「記帳の重要性」のところで言つています。

## Q5

「中小会計要領」に準拠するのは難しくないですか？

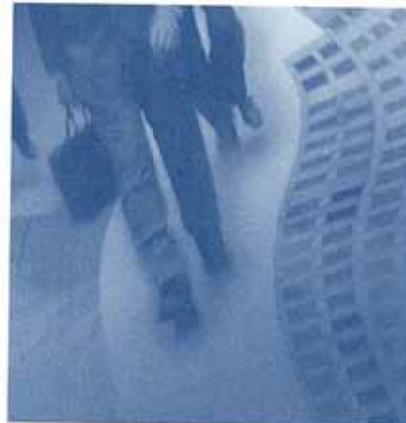
全く難しくありません。「中小会計

次に、「気まぐれ処理はやめましょう」ということです。会計用語としては、「継続性の原則」といわれるものです。例えば、「中小会計要領」では、棚卸資産の評価基準について、次のようにルールを定めています。

「棚卸資産の評価基準は、原価法又は低価法による」

原価法とは、取得原価により期末棚卸資産を評価する方法で、低価法とは、

期末における時価が取得原価よりも下



## Q 6

「中小会計要領」に関連して、経理担当者が留意することは?

「中小会計要領」、中小企業が守らなければならぬ最低限の会計ルールを定めたものです。だからといって勘違いしてはならないのは、「中小会計要領」に書かれていない会計処理は行なつてはいけない、ということではないということです。

「中小会計要領」には次のことが書かれています。

「企業会計基準、中小指針の利用」本要領の利用が想定される会社において、金融商品取引法における一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（以下「企業会計基準」という）や中小指針に基づいて計算書類等を作成することを妨げない」

「各論で示していない会計処理等の取

落した場合に時価によって評価する方法なのですが、それはともかく、棚卸資産の評価基準については、2つの方法があることがお分かりいただけます。

このような場合について、「中小会計要領」は、「複数ある会計処理方法等に応じて、適切な会計処理の方法を選択して適用する。

(1) 本要領により複数の会計処理が認められている場合には、企業の実態等に応じて、適切な会計処理の方法を選択して適用する。

(2) 会計処理の方法は、毎期継続して同じ方法を適用する必要があり、これを変更するに当たっては、合理的な理由を必要とし、変更した旨、その理由及び影響の内容を注記する

どういうことでしょうか。アバレル会社のように商品価値が流行によつて

扱い、本要領で示していない会計処理の方法が必要になった場合には、企業の実態等に応じて、企業会計基準、中小指針、法人税法で定める処理のうち会計上適当と認められる処理のうち一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行の中から選択して適用する

つまり、簡略された「中小会計要領」のルールではなく、より複雑な会計基準に準拠してもいいということです。

また、「中小会計要領」では書かれていないような事象が生じた場合、例えば会社分割を行なつて子会社を作るような場合には、企業会計基準、中小指針、法人税法で定める処理のうちから、会計上適当と認められる処理を選択して適用しましようと思われます。

「中小会計要領」の内容は以上のとおりですが、機会があれば、「中小会計要領」だけでなく、是非、中小指針に

左右される場合には、原価法を採用した場合と低価法を採用した場合とで、計算される利益の額が変わります。これを逆手にとって、自分の会社の都合の良いように、前期は低価法だったけれども、今期は原価法の方がいい数字（利益）になるから、今期は原価法、というような気まぐれな処理は許さない。もし変更するなら、合理的な理由が必要だし、変更したことやその理由、影響の内容（変更によってどの位利益が変わるか等）を注記せよ、と言っています。

きちんと会計ソフトを運用して、決算時に気まぐれに（自分の都合のいいように）会計処理を変更しない。これだけでもかなり「中小会計要領」に準拠したことになります。

ベースックなことをやれば準拠できる、「中小会計要領」はそんな内容になっています。



●のむり ゆきひろ

税理士・中小企業診断士。1968年生まれ。92年早稲田大学法学部卒。同年税理士試験合格。2001年中小企業の会計・税務・意思決定支援を目的としたノムラ・コンサルティング・オフィスを開業。<http://www.nomura-co.com>  
[近況] 長男が受験生（中3）になりました。幼いころは「歩いた!」「しゃべった!」と何でもないことに感動できたのに、今や子供の態度や点数に一喜一憂する日々。子育てのヤマ場はこれからなのでですかね…。